令和7年7月11日制定

(設置)

第1条 令和7年度久多市有林森林整備業務(以下「業務」という。)の委託に際し、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、令和7年度久多市有林森林整備業務受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 産業観光局農林振興室森林政策担当部長
  - (2) 産業観光局農林振興室森林政策課長
  - (3) 産業観光局農林振興室林業振興課長
  - (4) 産業観光局農林振興室森林経営管理推進課長
  - (5) 産業観光局農林振興室木の文化推進課長

(審査事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 別に定める審査基準による受託候補者の決定に関する事項
  - (2) その他必要な事項

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、産業観光局農林振興室森林政策担当部長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市 が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会に係る庶務は、産業観光局農林振興室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則(令和7年7月11日)

この要綱は、決定の日から施行し、受託候補者の決定をもって廃止する。